

社会福祉法人シルヴァーウィング役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シルヴァーウィング(以下「法人」という。)の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等の支給の基準及びその額並びに費用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬等は、別表第1に定める1人当たりの年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。

2 非常勤役員の報酬等は日額とし、理事会、評議員会若しくは評議員会選任・解任委員会に出席したとき、法人の業務のため出勤したとき、又は監事はその職務を執行するため出勤したときは、別表第2に基づき支給する。

3 評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等は日額とし、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席したとき、若しくは法人の業務のため出勤したときは、別表第2に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条各項に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。

通勤手当の月額、社会福祉法人シルヴァーウィング給与規程(以下「給与規程」という。)第26条の規定の例による。

(給与規程の準用)

第6条 常勤役員の報酬等の支給方法、支給手続きその他については、この規程

に定めるほか給与規程の例による。

(費用の弁償)

第7条 法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、その職務を行うために要する費用の実費を弁償する。

2 費用の弁償の請求があつたときは、現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

(施行日)

この規程は、評議員会の議決を経た後、平成30年6月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職	年度総額（1人当たり）
理事（常勤）	14,800,000円

別表2 非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬

別表第1 常勤役員の報酬等

役職	年度総額 (1人当たり)
理事(常勤)	14,800,000円

別表第2 非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬

2時間以内	15,000円
2時間超3時間以内	21,500円
3時間超4時間以内	28,000円
4時間超5時間以内	34,500円
5時間超6時間以内	41,000円
6時間超7時間以内	47,500円
7時間超8時間以内	54,000円
8時間超	60,500円